

する義務を負うものではないが、もろもろの事情から、一定の条件付で募金のみについては返還を希望する者に対して、返還手続を行うこととした。一定の条件とは、2006年9月26日以降の郵便局とジャパンネット銀行への送金分について、2007年1月9日から同月25日までの受付分に限り、返還に応じるというものである。返還に応じるのは、DPの犬の救援募金に限定されていたため、DPの活動にはいる前の2006年9月25日以前の募金や、DPと関係がないグッズ購入費、メンバー会員費、シェルター基金は対象外とされていた。

### 3 別紙第1目録について

原告[ ](目録No.1)は、メンバー会員(オレンジ会員)であるため、会員費と募金とが区別不可能であった。そのため、返還には応じていない。

同[ ](2)は該当名がなく、2006年9月19日に「レスキューシエン」名での10万円の入金があったが、振込名に同一性が認められなかったため、返還出来なかった。しかも、同年9月25日以前の振込であったため、もともと返還対象外であった。

同[ ](3)は、グッズ購入者であったため、返還を拒否した。

同[ ](4)は、2006年9月25日付で入金確認が出来たが、返還期限前であったため、返還に応じなかった。

同[ ](5)は、いずれも入金を確認できたが、メンバー会員(ホワイト会員)であったため、返還を拒否した。

同[ ](6)は、2006年9月25日に入金を確認したが、期限前であったため、返還に応じなかった。

同[ ](7)は、同年10月17日に入金確認出来たが、そもそも組戻し請求がなかった。

同[ ](8)は、物資であるため特定不可能であるし、そもそも上記の返還対象外である。